

## ○ 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

(昭和60年4月1日条例第7号)

### 〔沿革〕

昭和61年12月23日条例第48号

〔第1次改正〕

昭和63年12月21日条例第65号

〔第2次改正〕

平成元年7月14日条例第53号

〔第3次改正〕

平成2年7月23日条例第20号

〔第4次改正〕

平成3年7月29日条例第25号

〔第5次改正〕

平成5年7月9日条例第21号

〔第6次改正〕

平成5年10月19日条例第31号

〔第7次改正〕

平成6年12月16日条例第52号

〔第8次改正〕

平成7年7月21日条例第26号

〔第9次改正〕

平成10年7月1日条例第35号

〔第10次改正〕

平成11年3月31日条例第20号

〔北海道税条例の一部を改正する条例附則第14項による改正〕

平成11年12月17日条例第54号

〔第11次改正〕

平成12年7月21日条例第95号

〔第12次改正〕

平成12年12月20日条例第125号

〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例第3条による改正〕

平成13年7月10日条例第46号

〔第13次改正〕

平成13年10月19日条例第60号

〔第14次改正〕

平成14年7月10日条例第49号

〔第15次改正〕

平成14年10月18日条例第61号

〔北海道条例の左横書きの実施等に関する条例第2条・第3条による改正〕

平成15年8月8日条例第43号

〔第16次改正〕

平成16年7月6日条例第80号

〔第17次改正〕

平成17年7月12日条例第68号

〔第18次改正〕

平成18年7月14日条例第63号

〔第19次改正〕

平成19年7月20日条例第47号

〔北海道税条例の一部を改正する条例附則第4項による改正〕

平成19年7月20日条例第48号

〔第20次改正〕

平成20年3月31日条例第16号

〔第21次改正〕

平成20年6月30日条例第80号

〔第22次改正〕

平成21年7月10日条例第67号

〔第23次改正〕

平成22年3月31日条例第12号

〔第24次改正〕

平成22年6月29日条例第36号

〔第25次改正〕

平成23年7月19日条例第34号

〔第26次改正〕

平成23年12月20日条例第58号

〔第27次改正〕

平成25年7月16日条例第37号

〔第28次改正〕

平成27年7月21日条例第42号

〔第29次改正〕

平成27年12月15日条例第57号

〔第30次改正〕

平成28年7月19日条例第79号

〔第31次改正〕

平成29年3月31日条例第9号

〔北海道税条例等の一部を改正する条例附則第9項による改正〕

平成29年7月18日条例第43号

〔北海道税条例等の一部を改正する条例第2条による北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月31日北海道条例第9号）附則第9項による改正〕

平成29年7月18日条例第44号  
〔第32次改正〕  
平成29年12月18日条例第60号  
〔第33次改正〕  
平成30年10月19日条例第50号  
〔第34次改正〕  
令和元年7月23日条例第5号  
〔第35次改正〕  
令和2年7月14日条例第72号  
〔第36次改正〕

令和2年12月22日条例第97号  
〔第37次改正〕  
令和3年7月14日条例第24号  
〔第38次改正〕  
令和4年7月8日条例第28号  
〔第39次改正〕  
令和5年7月25日条例第35号  
〔第40次改正〕

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例をここに公布する。  
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例  
題名改正〔平成14年条例第49号・22年12号〕

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 過疎地域産業振興促進区域における課税免除（第7条—第11条）
  - 第3章 離島振興対策実施地域における課税免除（第12条—第16条）
  - 第4章 促進区域における課税免除（第17条・第18条）
  - 第5章 認定半島産業振興促進計画区域における不均一課税（第19条—第22条）
  - 第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税（第23条—第26条）
  - 第7章 特定地方活力向上地域における課税免除等（第27条—第31条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

**第1条** この条例は、特定地域等（次条各号に掲げる地域及び区域をいう。第3条において同じ。）における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税について、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の特例を設けるものとする。

一部改正〔平成14年条例49号・22年12号・23年34号・27年42号〕

### （用語の意義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域産業振興促進区域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下この号及び次章において「過疎法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第2項及び第3項に規定する市町村計画を含む。同章において「市町村計画」という。）に記載された過疎法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。
- (2) 離島振興対策実施地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (3) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法

律（平成19年法律第40号。第4章において「地域経済牽引事業促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

- (4) 認定半島産業振興促進計画区域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に掲げる区域をいう。
- (5) 原子力発電施設等立地地域 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。）第3条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (6) 特定地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地域再生計画で道が作成したものに記載されている地方活力向上地域（同法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。）をいう。  
一部改正〔昭和61年条例48号・63年65号・平成元年53号・2年20号・5年21号・31号・6年52号・11年54号・12年95号・125号・13年46号・60号・14年49号・16年80号・18年63号・19年48号・20年16号・22年12号・23年34号・58号・25年37号・27年42号・57号・28年79号・29年60号・30年50号・令和元年5号・3年24号〕

#### （課税免除等の対象者）

**第3条** この条例による課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）は、特定地域等内において事業を営み、かつ、当該事業につき公害を防止するための適切な措置を講じている者であって規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）に対して行う。

一部改正〔平成22年条例12号・23年34号〕

#### （課税免除等の申請）

**第4条** この条例の規定により課税免除等を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

一部改正〔平成23年条例34号〕

#### （課税免除等の取消し）

**第5条** 知事は、この条例の規定により課税免除等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該課税免除等を取り消すことができる。

- (1) 課税免除等の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税免除等を受けたとき。

一部改正〔平成23年条例34号〕

#### （規則への委任）

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第2章 過疎地域産業振興促進区域における課税免除

一部改正〔平成22年条例12号・令和3年24号〕

#### （事業税の課税免除）

**第7条** 過疎地域産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下この章において「過疎省令」という。）第1

条第1号イに規定する期間内に、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた次に掲げる事業の用に供する設備で規則で定めるものの取得等（同号イに規定する取得等をいう。第9条及び第10条において同じ。）をした特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該設備に係るものとして過疎省令第2条の定めるところにより計算した額に対して課する事業税を免除するものとする。

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業
- (3) 有線放送業
- (4) インターネット付随サービス業
- (5) 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前3号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業
  - ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
  - イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務
- (6) 当該過疎地域産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該過疎地域産業振興促進区域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (7) 旅館業（下宿営業を除く。第12条第2号及び第19条第5号において同じ。）  
一部改正〔平成2年条例20号・12年95号・14年49号・22年12号・36号・23年34号・29年44号・令和3年24号〕

**第8条** 過疎地域産業振興促進区域内において、畜産業又は水産業を行う特定事業者（個人に限る。）でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、過疎法第2条第2項の規定による公示の日（以下「過疎地域公示の日」という。）の属する年以後の各年のその者のこれらの事業に係る所得金額に対して課する事業税を免除するものとする。

2 前項の規定による課税免除は、その者が事業税の課税免除を受けた最初の年度から5箇年度間に限り行うものとする。

一部改正〔平成12年条例95号・125号・22年12号・23年34号・令和3年24号〕

#### （不動産取得税の課税免除）

**第9条** 過疎地域産業振興促進区域内において、過疎省令第1条第1号イに規定する期間内に、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた第7条各号に掲げる事業の用に供する設備の取得等をした特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（過疎地域公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

一部改正〔平成2年条例20号・12年95号・22年12号・36号・23年34号・29年44号・令和

3年24号]

### (道固定資産税の課税免除)

**第10条** 過疎地域産業振興促進区域内において、過疎省令第1条第1号イに規定する期間内に、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた第7条各号に掲げる事業の用に供する設備の取得等をした特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（過疎地域公示の日以後において取得したものに限り。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。）を免除するものとする。

一部改正〔平成12年条例95号・22年12号・36号・23年34号・27年42号・29年44号・令和3年24号〕

### (課税免除の期限)

**第11条** この章の規定による課税免除は、令和13年3月31日までに限って行うものとする。

一部改正〔平成元年条例53号・2年20号・12年95号・22年12号・36号・25年37号・令和元年5号・3年24号〕

## 第3章 離島振興対策実施地域における課税免除

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成22年条例12号〕

### (事業税の課税免除)

**第12条** 離島振興対策実施地域（離島振興法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域に限る。次条第1項、第14条及び第15条において同じ。）内において、次に掲げる事業の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第3条の定めるところにより計算した額に対して課する事業税を免除するものとする。

- (1) 製造の事業
- (2) 旅館業
- (3) 情報サービス業
- (4) 有線放送業
- (5) インターネット附随サービス業
- (6) 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前3号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業
  - ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
  - イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務
- (7) 当該設備が所在する離島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該

農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主に当該離島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成15年条例43号・22年12号・23年34号・25年37号・27年42号・令和5年条例35号〕

**第13条** 離島振興対策実施地域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）を行う特定事業者（個人に限る。）でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「離島振興対策実施地域公示の日」という。）の属する年以後の各年のその者のこれらの事業に係る所得金額に対して課する事業税を免除するものとする。

2 前項の規定による課税免除は、その者が事業税の課税免除を受けた最初の年度から5箇年度間に限り行うものとする。

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成12年条例125号・22年12号・23年34号・令和3年24号・5年35号〕

#### （不動産取得税の課税免除）

**第14条** 離島振興対策実施地域内において、第12条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（離島振興対策実施地域公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成15年条例43号・22年12号・23年34号・25年37号〕

#### （道固定資産税の課税免除）

**第15条** 離島振興対策実施地域内において、第12条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（離島振興対策実施地域公示の日以後において取得したものに限り。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。）を免除するものとする。

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成15年条例43号・22年12号・23年34号・25年37号・27年42号〕

#### （課税免除の期限）

**第16条** この章の規定による課税免除は、令和15年3月31日までに限って行うものとする。

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成15年条例43号・22年12号・25年37号・令和元年5号・5年35号〕

## 第4章 促進区域における課税免除

全部改正〔平成20年条例16号〕、一部改正〔平成22年条例12号・29年60号〕

### （不動産取得税の課税免除）

**第17条** 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。次条において「地域経済牽引事業促進省令」という。）第3条第1号に規定する期間内に、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設（以下この章において「承認地域経済牽引事業用施設」という。）で規則で定めるものを促進区域内に設置した特定事業者（地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。次条において同じ。）については、当該承認地域経済牽引事業用施設の用に供する家屋（規則で定める部分に限る。）及びその敷地である土地の取得（地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日（次項及び次条において「同意日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

2 同意日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における前項の規定の適用については、同項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。次条において「地域経済牽引事業促進省令」という。）第3条第1号に規定する期間」とあるのは「地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日（以下この章において「同意日」という。）から起算して5年」と、「地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日（次項及び次条において「同意日」という。）」とあるのは「同意日」とする。

全部改正〔平成20年条例16号〕、一部改正〔平成22年条例12号・23年34号・29年60号・令和2年97号・3年24号〕

### （道固定資産税の課税免除）

**第18条** 地域経済牽引事業促進省令第3条第1号に規定する期間内に、承認地域経済牽引事業用施設で規則で定めるものを促進区域内に設置した特定事業者については、当該承認地域経済牽引事業用施設の用に供する構築物（同意日以後に取得したものに限り、かつ、規則で定める部分に限る。）に対して課する道固定資産税（当該構築物を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）を免除するものとする。

2 同意日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における前項の規定の適用については、同項中「地域経済牽引事業促進省令第3条第1号に規定する期間」とあるのは、「同意日から起算して5年」とする。

全部改正〔平成20年条例16号〕、一部改正〔平成22年条例12号・23年34号・29年60号・令和3年24号〕

## 第5章 認定半島産業振興促進計画区域における不均一課税

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔平成5年条例21号・22年12号・27年42号〕

### （事業税の不均一課税）

**第19条** 認定半島産業振興促進計画区域内において、次に掲げる事業の用に供する施設又は設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該施設又は設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該施設又は設備に係るものとして半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第2条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項第1号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

- (1) 製造の事業
- (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ又はインターネット利用サポート業に係るものを行う業種をいう。）に属する事業
- (3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であって当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業
- (4) 当該半島振興対策実施地域（半島振興法第2条第1項の規定により指定された地域をいう。以下この号において同じ。）において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (5) 旅館業

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔昭和63年条例65号・平成5年21号・7年26号・10年35号・16年80号・17年68号・18年63号・19年47号・22年12号・23年34号・27年42号〕

#### （不動産取得税の不均一課税）

**第20条** 認定半島産業振興促進計画区域内において、前条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（半島振興法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間（次条において「計画期間」という。）の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に



当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔昭和63年条例65号・平成5年21号・7年26号・17年68号・22年12号・23年34号・27年42号〕

#### (道固定資産税の不均一課税)

**第21条** 認定半島産業振興促進計画区域内において、第19条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの(計画期間の初日以後において取得したものに限る。) に対して課する道固定資産税(当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。) の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔平成5年条例21号・7年26号・22年12号・23年34号・27年42号〕

#### (不均一課税の期限)

**第22条** この章の規定による不均一課税は、令和7年3月31日までに限って行うものとする。

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔平成元年条例53号・5年21号・7年26号・17年68号・22年12号・27年42号・令和元年5号〕

### 第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号〕

#### (事業税の不均一課税)

**第23条** 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額(道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第2条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項第1号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号〕

#### （不動産取得税の不均一課税）

**第24条** 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号〕

#### （道固定資産税の不均一課税）

**第25条** 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後において取得したものに限り。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号〕

#### （不均一課税の期限）

**第26条** この章の規定による不均一課税は、令和13年3月31日までに限って行うものとする。

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号・令和元年5号・3年24号〕

#### 第7章 特定地方活力向上地域における課税免除等

追加〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成30年条例50号・令和元年5号・3年24号〕

#### （事業税の不均一課税）

**第27条** 特定地方活力向上地域内において、地域再生法第17条の2第3項の認定（以下

この章において「認定」という。)を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日までとする。以下この章において同じ。)の間に、同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で規則で定めるもの(以下この章において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した移転型特定事業者(地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第1条に規定する公示日(次条及び第29条において「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者であって同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施するものをいう。次条及び第30条において同じ。)については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして同令第3条の定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

追加〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成28年条例79号・30年50号・令和元年5号・2年72号・4年28号〕

#### (不動産取得税の課税免除等)

**第28条** 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した移転型特定事業者については、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。次条において同じ。)に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

追加〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成30年条例50号・令和4年28号〕

**第29条** 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した拡充型特定事業者(公示日から令和6年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者であって地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施するものをいう。第31条において同じ。)については、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

追加〔平成30年条例50号〕、一部改正〔令和元年条例5号・2年72号・4年28号〕

#### (道固定資産税の課税免除等)

**第30条** 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した移転型特定事業者については、当該特別償却設備である償却資産に対して課する道固定資産税(当該償却資

産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。次条において同じ。)を、第1年度にあっては免除するものとし、第2年度及び第3年度にあっては、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、第2年度は4分の1を、第3年度は2分の1を乗じた税率で課するものとする。

追加〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成30年条例50号・令和4年28号〕

**第31条** 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した拡充型特定事業者については、当該特別償却設備である償却資産に対して課する道固定資産税の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	3分の1
第3年度	3分の2

追加〔平成30年条例50号・令和4年28号〕

### 附 則

- この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条に規定する法人の事業税についての第19条、第23条及び第27条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条	又は第43条の2第1項第1号	及び北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条の規定により読み替えて適用される北海道税条例（第23条及び第27条において「読替え後の税条例」という。）第39条
第19条、第23条及び第27条	これらの規定	同条
第23条	又は第43条の2第1項第1号	及び読替え後の税条例第39条
第27条	又は第43条の2第1項	及び読替え後の税条例第39条

全部改正〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成29年条例43号〕

- 第20条、第24条又は第29条に規定する家屋の敷地である土地の取得で、その取得が北海道税条例附則第7条の3第1項に規定する期間に行われた場合における第20条、第24条及び第29条の規定の適用については、これらの規定中「第44条」とあるのは「第44条及び附則第7条の3第1項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

全部改正〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号・27年57号・30年50号・令和元年5号・3年24号〕

**附 則 昭和61年から平成23年まで略**

**附 則**（平成25年7月16日条例第37号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）第16条の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 新条例第12条、第14条及び第15条の規定中新条例第12条第3号から第6号までに掲げる事業に係る部分は、平成25年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。

**附 則**（平成27年7月21日条例第42号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第5章の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第10条の規定中旅館業（下宿営業を除く。次項において同じ。）に係る部分、新条例第12条及び第14条の規定中新条例第12条第7号に掲げる事業に係る部分並びに新条例第15条の規定中新条例第12条第2号及び第7号に掲げる事業に係る部分は、平成27年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。
- 3 新条例第19条から第21条までの規定は、平成27年4月1日以後に新条例第19条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する半島振興対策実施区域内において製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、旧条例第19条から第21条までの規定は、なおその効力を有する。

**附 則**（平成27年12月15日条例第57号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成27年10月8日から適用する。

**附 則**（平成28年7月19日条例第79号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日条例第9号抄）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) 略

（経過措置）

- 2～8 略

(特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部改正)

- 9 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「北海道税条例」を「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第2条の規定による改正前の北海道税条例」に改め、同項の表を次のように改める。

第19条	又は第43条の2 第1項第1号	及び北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条の規定により読み替えて適用される北海道税条例（第23条及び第27条において「読替え後の税条例」という。）第39条
第19条、第23条 及び第27条	これらの規定	同条
第23条	又は第43条の2 第1項第1号	及び読替え後の税条例第39条
第27条	又は第43条の2 第1項	及び読替え後の税条例第39条

10 略

**附 則**（平成29年7月18日条例第43号抄）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第43号）第2条による北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）の一部改正の附則抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日  
(2)及び(3) 略

（経過措置）

2～6 略

**附 則**（平成29年7月18日条例第44号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第7条、第9条及び第10条の規定中農林水産物等販売業に係る部分は、平成29年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第7条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年12月18日条例第60号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第4章の規定は、平成29年9月29日から適用する。
- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の企業立地計画に従って、この条例による改正前の特定地域等におけ

る道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第17条に規定する特定事業用施設を旧条例第2条第3号に規定する集積区域内に設置した者に係る不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年10月19日条例第50号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第7章の規定は、平成30年6月1日以後に新条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年7月23日条例第5号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**（令和2年7月14日条例第72号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第8章の規定は、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**（令和2年12月22日条例第97号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年7月14日条例第24号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第2章の規定は、令和3年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（旧条例第7条に規定する農林水産物等販売業をいう。次項において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除については、同号及び旧条例第2章の規定は、なおその効力を有する。
- 3 令和3年3月31日以前に旧条例第2条第6号に規定する振興山村産業振興施策促進区域内において、当該山村振興計画（同号に規定する山村振興計画をいう。）に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、同号及び旧条例第7章の規定は、なおその効力を有する。

**附 則**（令和4年7月8日条例第28号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第7章の規定は、令和4年4月1日以後に新条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第27条に

規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年7月25日条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月31日以前に特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第2条第2号に規定する離島振興対策実施地域においてこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第12条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

（総務部財政局税務課）